



# 熊本県公報

号外 第37号  
令和4年(2022年)  
6月24日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

規 則	
○熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) 1
○熊本県産あさりを守り育てる条例施行規則……………	(水産振興課) 1
○熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則……………	(建築課) 5

## 規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第21号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の申告期限まで」を「に係る不動産の取得の日から14日以内」に改める。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

(事業税の課税免除の申請手続の特例)

3 令和4年4月1日から熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例(令和4年熊本県条例第25号。以下「改正条例」という。)の施行の前日までの間に条例第4条の14第1項第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者が、同号の規定により事業税の課税免除を受けようとする場合において、当該事業税の申告期限が改正条例の施行の日から起算して2月を経過した日前であるときの第2条に規定する申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、改正条例の施行の日から起算して2月を経過した日とする。

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請手続の特例)

4 令和4年4月1日から改正条例の施行の前日までの間に、条例第4条の14第1項第2号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得した者が同号の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとするとき、又は同条第2項第1号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得した者が同号の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとするときは、第3条第1項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、改正条例の施行の日から起算して14日を経過した日とする。

別記第1号様式(その1)中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

別記第2号様式中「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

別記第5号様式中「第12条第3項又は第45条第2項」を「第12条第4項又は第45条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税特別措置条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県産あさりを守り育てる条例施行規則をここに公布する。  
令和4年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第22号

熊本県産あさりを守り育てる条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県産あさりを守り育てる条例（令和4年熊本県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(熊本県産あさりの保全及び育成のために必要な稚貝)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める稚貝は、次に掲げるものとする。

- (1) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第2条第1項に規定する有明海及び同条第2項に規定する八代海のうち、熊本県の海域を除く海域において着底した稚貝
- (2) 前項の有明海及び八代海のうち、熊本県の海域を除く海域において着底して育った親貝を用いて国内において人工的に生産した稚貝
- (3) その他知事が別に定める稚貝

(適正な流通又は販売のために保存する措置を講じた書面)

第4条 条例第2条第4項の規則で定める書面は、第24条第1項各号に掲げる書面とする。

(あさり資源特別回復区域の指定の申請)

第5条 条例第13条第1項の規定によるあさり資源特別回復区域（以下「特別回復区域」という。）の指定を受けようとする漁業協同組合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所、所在地及び指定を受けようとする区域の位置を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を定めた熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた取組に関する計画（以下「特別回復計画」という。）を記載した書類

ア 計画の期間

イ 特別回復区域におけるあさり資源の保全及び回復のための方策（事業年度別の取組の内容を明らかにしたものに限る。）

ウ 年度別達成目標

エ 推進体制

オ その他知事が必要と認める事項

- (2) 申請する漁業協同組合が管理する漁場において輸入あさりの蓄養を行わないこと、特別回復計画に従って取組を行うこと及び当該取組を行うために用いるあさは熊本県産あさり（条例第2条第1項に規定する稚貝を含む。）であることを誓約する書類

- (3) 当該指定を受けようとする区域を示す図面

- (4) 条例第13条第3項の規定に基づく関係市町及び関係漁業協同組合との協議内容及び結果を確認できる書類

- (5) その他知事が必要と認める書類

(協議を行う関係市町及び関係漁業協同組合)

第6条 条例第13条第3項に規定する関係市町及び関係漁業協同組合は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別回復区域の指定を受けようとする共同漁業権の漁場の属する関係地区（漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第2項第1号へに規定する関係地区をいう。第12条第1号において同じ。）の所在する市町

- (2) 特別回復区域の指定を受けようとする共同漁業権の漁場を2以上の漁業協同組合が共同で管理する場合は、当該共同で管理する他の全ての漁業協同組合

- (3) その他知事が協議を行うことが必要と認める市町及び漁業協同組合

(特別回復区域の指定書の交付等)

第7条 知事は、条例第13条第1項の規定により特別回復区域の指定をしたときは、当該指定に係る申請をした者に対し、次に掲げる事項を記載した指定書を交付する。

- (1) 区域指定組合の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (2) 指定番号

- (3) 特別回復区域の位置及び範囲

- (4) 指定の期間

2 条例第13条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、熊本県公報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(特別回復区域の指定の期間)

第8条 特別回復区域の指定の期間は、指定を受けた日から原則として3年とする。

(特別回復区域の指定の変更)

第9条 区域指定組合は、次に掲げる事項に係る指定の変更を受けようとするときは、当該指定の変更を受けようとする事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 区域指定組合の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (2) 特別回復区域の位置及び範囲

- (3) 指定の期間

2 前項の規定による申請に係る指定書の交付については、第7条第1項の規定を準用する。

(特別回復区域の指定の解除)

第10条 区域指定組合が、条例第13条第7項第1号に規定する特別回復区域の指定の解除の申請をしなげればならない。  
 (あさり資源育成促進区域の指定)

第11条 知事は、熊本県の海域における共同漁業権の漁場のうち、熊本県産あさりの生産性向上に向け、あさり資源の育成の取組を促進する必要性が高いと認めるものの全部又は一部を、条例第14条第1項の規定により、あさり資源育成促進区域(以下「育成促進区域」という。)として指定する。  
 (意見聴取を行う関係市町及び関係漁業協同組合)

第12条 条例第14条第2項に規定する関係市町及び関係漁業協同組合は、次に掲げるものとする。

- (1) 知事が指定をしようとする共同漁業権の漁場が属する関係地区の所在する市町
  - (2) 知事が指定をしようとする共同漁業権の漁場を管理する漁業協同組合
  - (3) その他知事が意見を聴くことが必要と認める市町及び漁業協同組合
- (育成促進区域の指定の公示)

第13条 条例第14条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、熊本県公報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(育成促進区域の指定の変更)  
 第14条 知事は、育成促進区域以外の共同漁業権の漁場において、あさりの生産性向上に向け、あさり資源の育成の取組を促進する必要性が生じたときは、育成促進区域の範囲を変更する指定を行うものとする。  
 (熊本県産あさり販売協力店の認証の対象)

第15条 条例第16条第1項の規定による認証を受けることができる者又は店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) 熊本県産あさりを消費者に販売する事業を行う店舗(県外に所在するものを含む。)
  - 又は当該店舗を設ける者(県外に住所又は主たる事務所を有するものを含む。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、熊本県産あさりを採捕し、消費者に販売をする漁業者
  - 若しくはその者が設ける店舗又は漁業協同組合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、認証を受けることが適当な者として知事が別に定める事業者
- (熊本県産あさり販売協力店の認証の申請)

第16条 条例第16条第1項の規定による認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 認証を受けようとする店舗の名称、所在地及び連絡先
- (3) 熊本県産あさりの販売方法
- (4) 熊本県産あさり以外のあさりの販売計画
- (5) 熊本県産あさり以外のあるさりの混入防止策
- (6) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 申請者が熊本県産あさりを販売する場所及び販売の方法の状況が分かる写真
  - (2) 申請者が熊本県各号に掲げる基準に適合することを誓約する書類
  - (3) 販売する熊本県産あさりの流通に関わる水産物販売事業者が分かる書類その他の熊本県産あさりの流通の経路を明らかにする書類
  - (4) その他知事が必要と認める事項を記載した資料
- (熊本県産あさり販売協力店の認証の基準)

第17条 知事は、前条の規定により申請をした者が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第16条第1項の規定により、当該申請をした者又はその者が設置する店舗を熊本県産あさり販売協力店として認証することができる。

- (1) 熊本県産あさり産地証明支援システムによる熊本県産あさりであることを証する書類の売場への掲示その他の消費者が熊本県産あさりであることを容易に確認できる措置を講じること。
  - (2) 販売する熊本県産あさりの流通の経路が明らかであること。
  - (3) 条例第16条第3項の規定により熊本県産あさりの取扱量等を知事に報告すること。
  - (4) 条例第16条第3項の規定により知事に報告する熊本県産あさりの取扱量等が確認できる書面の備付けと保存を行うこと。
  - (5) 知事が認証を取り消したときにその旨を公表することに同意すること。
  - (6) 熊本県産あさり以外のあさりを販売する場合は、熊本県産あさり以外のあさが熊本県産あさりに混入しないよう必要措置を講ずること。
  - (7) 熊本県各号に掲げる基準に適合することを確認するために知事が行う検査又は調査に協力すること。
- (認証書の交付)

第18条 知事は、条例第16条第1項の規定により熊本県産あさり販売協力店の認証をしたときは、当該認証に係る申請をした者に対し、次に掲げる事項を記載した認証書を交付する。

- (1) 認証を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）又はその設置する店舗の名称及び所在地
- (2) 認証番号
- (3) 認証の有効期間（認証の期間）

第19条 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。

（熊本県産あさり販売協力店の公表）

第20条 条例第16条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（取扱量等の報告）

第21条 条例第16条第3項の規定により報告が必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 月別の熊本県産あさりの入荷の数量
- (2) 月別の熊本県産あさりの販売の数量
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までの状況について、翌年4月末日までに知事に報告するものとする。

（認証の取消し）

第22条 知事は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、熊本県産あさり販売協力店の認証を取り消すことができる。

- (1) 第17条各号のいずれかに適合しないこととなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 熊本県産あさり産地証明支援システムによる熊本県産あさりであることを証する書面を不正に使用したとき。
- (4) 食品表示法（平成25年法律第70号）その他の関係法令、条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (5) 県産水産物全体に対する信頼を損なう不公正な取引を行ったとき。

2 知事は、前項の規定により熊本県産あさり販売協力店の認証を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第23条 第15条から前条までに定めるもののほか、熊本県産あさり販売協力店の認証に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（熊本県産あさりの販売に係る備付けを要する書面等）

第24条 条例第18条第1項の規則で定める書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 水産物流通販売事業者の販売する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる書面

ア 入荷に係る年月日、原産地、品名、数量及び入荷の相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を確認できる書面（複数の書面の組合せによって確認できる場合にあっては、当該複数の書面を含む。）その他の熊本県産あさりの入荷を証する書面（その内容について当事者間に合意があるものに限る。）

イ 出荷に係る年月日、原産地、品名、数量及び出荷の相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を確認できる書面（複数の書面の組合せによって確認できる場合にあっては、当該複数の書面を含む。）その他の熊本県産あさりの出荷を証する書面（その内容について当事者間に合意があるものに限る。）

(2) 消費者に販売する場合（第4号に掲げる場合を除く。） 前号アに掲げる書面

(3) 熊本県産あさりを採捕した者が当該熊本県産あさりを水産物流通販売事業者に販売する場合 次に掲げる書面  
ア 熊本県産あさりを採捕したことを証する書面（採捕した年月日、海域及び数量を確認できるものに限る。）

イ 第1号イに掲げる書面

(4) 熊本県産あさりを採捕した者が当該熊本県産あさりを消費者に販売する場合 前号アに掲げる書面

2 条例第18条第2項に規定する期間は、熊本県産あさりを販売した日の翌日から起算する。

（熊本県産等表示あさりの販売に係る備付けを要する書面等）

第25条 条例第19条第1項の規則で定める書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 水産物流通販売事業者の販売する場合（第3号及び第5号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる書面

ア 入荷に係る年月日、原産地、品名、数量及び入荷の相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を確認できる書面（複数の書面の組合せによって確認できる場合にあっては、当該複数の書面を含む。）その他の熊本県産等表示あさりの入荷を証する書面（その内容について当事者間に合意があるものに限る。）

イ 出荷に係る年月日、原産地、品名、数量及び出荷の相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を確認できる書面（複数の書面の組合せによって確認できる場合にあっては、当該複数の書面を含む。）その他の熊本県産等表示あさりの出荷を証する書面（その内容について当事者間に合意があるものに限る。）

- (2) 消費者が販売する場を合(第4号に掲げる場合及び熊本県産等表示あさりの養殖をした者が販売する場を除く。)前号アに掲げる書面
  - (3) 熊本県産等表示あさりを採捕した者が当該熊本県産等表示あさりを水産物流通販売事業に販売する場合次に掲げる書面
  - ア 熊本県産等表示あさりを採捕したことを証する書面(採捕した年月日、海域及び数量を確認できしものに限る。)
  - イ 第1号イに掲げる書面
  - (4) 熊本県産等表示あさりを採捕した者が当該熊本県産等表示あさりを消費者に販売する場前号アに掲げる書面
  - (5) 熊本県産等表示あさりの養殖をした者が当該熊本県産等表示あさりを水産物流通販売事業に販売する場第1号イに掲げる書面
- 2 条例第19条第2項の規定で定める書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。
- (1) 輸入した稚貝のあさりの養殖をする場合次に掲げる書面
  - ア 通関に関する書面その他当該稚貝のあるさりの輸入に関する事実を証する書面
  - イ 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認できる書面その他当該稚貝のあさりの養殖(2以上の場所で養殖をする場合にあっては、その全て)に関する事実を証する書面
  - ウ 及びイに掲げるものほか、当該養殖をする熊本県産等表示あさりが熊本県産等表示あさりと表示するものが適当であることを証する書面
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合次に掲げる書面
  - ア 稚貝のあさりの採捕を行った者の氏名並びにその年月日及び数量が確認できる書面、稚貝のあさりの入荷の相手方の氏名(法人にあっては、その名称)並びにその年月日及び数量が確認できる書面その他当該稚貝のあさりの採捕又は入荷に関する事実を証する書面
  - イ 前号イに掲げる書面
  - ウ 及びイに掲げるものほか、当該養殖をする熊本県産等表示あさりが熊本県産等表示あさりと表示するものが適当であることを証する書面
- 3 条例第19条第3項に規定する期間は、熊本県産等表示あさりを販売した日の翌日から起算する。
- (公表の内容等)
- 第26条 条例第20条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 当該勧告に従わなかった旨
  - (2) 当該勧告の内容
  - (3) 当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (意見陳述の機会付与手続)
- 第27条 条例第20条第3項の公表に係る者が同項の規定により意見を述べる場合は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見の趣旨及び理由を記載した書類(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。
- 2 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 3 知事は、意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会を与える場合は、その日時)までに相当な期間をおいて、当該公表に係る者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。
- (1) 公表しようとする事項及び理由
  - (2) 意見書の提出先及び提出期限(口頭により意見を述べる機会を与える場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 附 則
- この規則中、第1条から第4条まで及び第24条から第27条までの規定は令和4年7月1日から、その他の規定は令和4年9月1日から施行する。

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。  
 令和4年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県規則第23号**

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則  
 (趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(除却の必要性に係る認定申請書の添付書類)

第3条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 知事が建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。)の結果を評価す

- る技術的能力を有すると認められた者が、法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションの耐震診断の結果を評価した書類又はその写し
- (2) 前号のマンションの耐震診断を行った者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項の表に掲げる図書
- 2 法第102条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。
- 3 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び法第102条第1項の認定の申請に係るマンションと他の建築物との別を明示した配置図
- (3) 縮尺、方位、間取並びに各室の用途及び床面積を明示した各階平面図
- (4) 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示した床面積求積図
- (5) 法第102条第1項の認定の申請に係るマンションについて同条第2項第2号から第5号までの国土交通大臣が定める基準に係る調査を行った者が、当該基準において調査を行うこととされている者に該当することを証する書類又はその写し
- (6) その他知事が必要と認める図書又は書面
- (容積率の特例に係る許可申請書の添付書類)
- 第4条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 省令第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1(イ)項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
- (3) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1(ろ)項に掲げる2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (4) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 附 則  
この規則は、公布の日から施行する。